平成２６年（フ）第１８９２号
愛知県東海市富木島町植ノ口13番地の１
破産者　合同会社宮本工業
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２号
兵庫県美方郡香美町香住区若松620番地
破産者　香住鉄工株式会社
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第３９６号
岡山市南区当新田370番地71、旧住所岡山県高梁市横町1549番地
破産者　石居　祐二
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９７号
岐阜市宇佐南１丁目18番10号―1001号
破産者　株式会社橋本設計
１　決定年月日　平成27年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３５６号
岐阜市千石町２丁目12番地の４
破産者　有限会社こまや
１　決定年月日　平成27年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４３５号
静岡県浜松市中区高丘東２―22―15　ビジネスパーク高丘１号室、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市東区有玉北町1703番地の４
破産者　浜松住宅資材株式会社
１　決定年月日　平成27年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
和歌山市和歌浦東３丁目２番46号
破産者　株式会社和田建設
１　決定年月日　平成27年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
福岡県八女市蒲原1944番地の11
破産者　西日本運輸有限会社
１　決定年月日　平成27年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第５００号
大分市今津留３丁目152番地
破産者　株式会社ミューティアル
１　決定年月日　平成27年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９０号
千葉県君津市南久保１丁目９番５号　307
破産者　山田ひとみ
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１３８号
山梨県笛吹市八代町北1573番地３　シャーメゾン天川Ｂ棟101号
破産者　寄特　義弘
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町501番地
破産者　笹本　壽彦
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町501番地
破産者　笹本由美子
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
山梨県北杜市大泉町西井出3675、住民票上の住所山梨県北杜市長坂町小荒間1820番地15
破産者　岡田　勝美
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
奈良市中町5043番地の18　サンビレッジ学園前東坂Ｅ棟202
破産者　神林　敏夫
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３１０号
奈良市西新在家町17番地
破産者　小林　健一
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６６５号
熊本市東区月出１丁目５番66号　前田東アパート10号、前住所熊本市東区健軍３丁目16番２―203号　コーポ銀杏
破産者　津田留美子（旧姓野口）
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６９７号
名古屋市天白区平針３丁目801番地の５　スカイハイツ塚本２Ｆ号
破産者　井上　英陽
１　決定年月日　平成27年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９７５号
愛知県常滑市古場町６丁目３番地　フォーブル滝203号、従前の住所愛知県常滑市青海町３丁目64番地　晴快荘202号
破産者　原　　三郎（旧姓中村）
１　決定年月日　平成27年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１２５号
名古屋市中村区宿跡町２丁目78番地の２、住民票上の住所愛知県瀬戸市平町２丁目29番地の８
破産者　ヤシン工業こと　加藤　慎也
１　決定年月日　平成27年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部